

近世宮古の医療について ～附・首里王府派遣宮古詰医者～

仲宗根 將二

1. はじめに

古琉球における医療に関する資料はきわめて少なく、宮古はおろか琉球全体が判然としない。嘉靖13（1534）年、尚清王の冊封使として来琉した陳侃の『琉球使録』には、「國に医薬なきも、民も亦札せず、或は壯、或は老にして始めて痘疹生ず」と記されている。医薬はないけれども、人民は若死にすることではなく、壯年あるいは老年になって始めて疱瘡にかかるというのである。医薬なしというからには医師もおらず、一般に草や木の根、木の皮等を煎じて服用するなど、いわゆる民間療法ていどであったのであろう。それにもかかわらず人びとは若死にしないというのは、命とりになるほどの大きな病いがなかったということであろうか。陳侃一行の滞在はわずか4か月たらざなので、このいど見間に止どまつたという見方もある。

「球陽」（1743年）は、「山崎二休、名乗は守三と称す。日本越前の人なり、其の人となり、生資純粹にして学徹精密、而して幼少の時より医術に志し、他方に遊ぶ、茲に球国、中華に往来すと聞き、年を経ること已に久し。意に思へらく、扁鵲の妙法、球国に遺存する有らんと。乃ち故里を辞去し來りて、本国に到り而して那覇に住居して力を国王に効す。即ち御典薬に擢き、姓葉を賜ふ」と記している。越前の医師、山崎守三（号・二休）は、琉球は久しく中国と往来しており、すぐれた医術が伝わっているに相違ないと来琉、那覇に住居した。臣下として国王につかえ、御典薬に取りたてられて葉姓を下賜されたというものである。

二休の来琉時期ははっきりしないが、東恩納寛惇は「医方漫談」のなかで、喜安日記や葉姓家譜等の記事をひいて、およそつぎのように記している。二休は慶長14（1609）年の薩摩の琉球侵攻にさいしては、首里城歓会門の側に陣取って、寄せ手の薩摩軍を迎撃ったが、停戦命令がでて退却するさい薩摩軍に捕えられた。日本人であるのにこの振る舞いは何事かと問責されて、来琉して王臣となり厚遇された。いかように扱われようと悔いはないと答えて危うく処刑されようとしたところを、王尚寧が金銀珍宝と引きかえに助命した。二休の生れは天文23（1554）年なので、先王尚永（1573～88）の晩年か、尚寧王（1589～1620）の初年の来琉であろうと推測している。

いずれにしても二休の生年、働き等から薩摩軍の侵攻以前、古琉球も末期ごろということはいえよう。二休は崇禎4（寛永8、1631）年に78歳で没したが、その子孫は代々医をもって身をたてている。

「球陽」よりさき「琉球國由来記」（1713年）は、閩人36姓の渡来当時は相当の名医も來たはずだ。高樓で毒蛇に噛まれて爛れてしまった察度王の左手を切り落して、臣下の申し出でその左手を切り継いだほどだからだ。しかし中頃になって医術衰え、薩州医師数人を雇入れるようになった旨のことを記している。しかし前段の方はさきにみた陳侃『琉球使録』やのちにみるといささか當を得ない記述のように思われる。

真境名安興は『沖縄一千年史』のなかで「察度王時代より既に支那に通じ又室町幕府時代には本土との交通もありたれば医術も亦此等の時代に輸入され相当の発達を遂げしなるべしと雖も文献の徵すべきもなし」とする反面、「想ふに当時は迷信の強かりときなれば或は祈祷呪詛針灸等土地の療法に因りしなるべし」と記している。

このように琉球における医術・医療の発達は、薩摩支配前後から、本土や中国往来のなかで発達したものとみるのが順当であろう。宮古の医療もそれ以後とみなされよう。

2. 医術を学ぶ

(1)琉球人医者の誕生

東恩納寛惇はさきの「医方漫談」のなかで、琉球王府が初めて薩摩から医師を招いたのは薩摩支配以後の慶長18（1613）年であるとし、同年6月1日付で薩摩藩家老らの連署による攝政三司官宛の指令書「医者兩人御懇望に依り差下し候事」を紹介している。こうして首里山川村（葉姓家譜では町端村）に薩摩医者衆の宿館がおかれたが、1651年、二休の三男休意（守庸）の医師としての技挙は薩摩医に劣るものではないとの、八重山在番の経歴をもつ時の薩摩藩在番奉行の評価と提言で、派遣医制は40年たらずで中止、宿館は休意に下賜されたという。

それによると休意は慶長16（1611）年の生れ、26歳のとき具志川王子朝盈に随行して上国、ついで京都で医師寿徳庵玄由に師事して医道を修めること3年、由庵の号を許されて帰国にさいして「知要一言」の医書をさしつけられている。薩摩藩の歴代八重山在番にも同行、その医術は高く評価されていた。のちに兼城間切照屋の地頭職を賜って照屋親雲上と称し、52歳で没している。二世休意の京都での修行についてはさきの「由来記」でもふれている。その子三世休意（石原守方）、四世休達（内間守常）、五世休意（山崎守盈）も、いずれも上国して修業をつみ、医業をついている。

羽地朝秀の攝政期（1666～73）に布達された羽地仕置は、王府役人の登用要件として12の「芸能」を求めている。学文、算勘、筆法、謡、医道、包丁、容職、馬乗、唐樂、筆道、茶道、立花の12である。そのうちどれかひとつでも精進しないものはたとえ家柄はよくても役人に取り立てないというほど、これらの「芸能」は当時の琉球王府役人にとって必要欠くべからざる職能—教養であった。医術を芸能と見立てていたのはともかく、人命にか

かわることであり、まして薩摩藩から派遣を要請せざるを得ないほど医師不足であったのだから、当然の奨励事項であったといえる。

さらに18世紀初期には人口増加にともなって、医師の必要性が一層痛感されたのであろう。「医方漫談」によれば、近世琉球の実践道徳の書ともいるべき三司官蔡温らの「御教条」（1731年）の布達される9年前に、評定所布達で「士分百姓の差別なく、内科外科灸治等について、心得ある者は、遠慮なく診療に従って差支えなく、成績次第では、無系の者でも、士分に取立てられる」とし、さらに翌年にはこれまで士分に限られていた医者を「平民百姓でも、稽古志望の者は、これを許可する。尤も稽古の上は、各自その在所で開業し、世用に立つべく、一身の渡世の都合から居所をはなれ、便利な地で開業する事は堅く禁止」する令をだしている。こうした王府の人命尊重にもとづく、しかも居住地本位の医術奨励の方針が医者を志す者を励まし、宮古・八重山への常駐医者の派遣まで可能にしたのであろう。

雍正10（1732）年制定の「那覇横目条目」にも、「医者の儀、人命ニ相掛リ題目ノ職業ニ候間、士ハ不及申、首里・泊・那覇無系之者・諸間切・諸島之者モ望次第ニ為稽古、其居住ニ召置候得ハ其所之重宝、尤其身之為渡世ニ茂相成旁以宜筋ニ候間、誰ニ而モ望次第ニ為稽古可然候」と奨励事項が記されている。こうした王府の医師誕生奨励の施策は一定の効を奏したのであろう。泊村無系の思五郎は16歳で医術を学び、さらに26歳には上国して3年半、薩摩の医師について内科・外科・眼科を学んで医療に従事、52歳で系持になっている。新参松姓一世紀嘉を名乗り、医名は金城元順、その裔は代々医業をついでいる。同様医家をつぐ事例は宮古でも生じたことであろう。

(2) 宮古人医師の誕生

宮古の医療の始まりも沖縄本島と同様の歩みをたどったことであろうが、史料にみる限り、その初出は1659年のようにある。首里・齊姓家譜は三世中座筑登之親雲上完盛の条に、「順治16（1659）年己亥11月、宮古島訴へて曰く、本島往古より医師有ることなく、而も百姓に疾病多し、伏して医者一員を請ふと、是に由り、命を奉じて宮古島に到り一生彼の地に住む」とある。

完盛は童名徳松、諱名は齊永綏、崇禎元（1628）年5月18日生れ、順治5戊子（1648）年12月には三司官向氏國頭親方朝季の与力となり、筑登之に叙せられている。同7年7月、國頭親方に隨行して、琉球王府の宮古・八重山を抵当にした借金の返済延期願いのため薩摩へ出張している。同8辛卯（1651）年12月には島尻代官となり、同16己亥（1659）年、宮古に移り住んでいる。康熙27戊辰（1688）年6月3日死去、号松岳、61歳である。

「球陽」には中座筑登之親雲上の条はなく、それより7年後の尚質王19（康熙5：1666）

年の条に、「宮古島始学医術」とでている。それによると宮古には古くから医師はおらず、そのため疾病あれば多くの人命を失ってきた。首里王府はこのことを深く憐んで、島人を集めて医術を学ばせることにした。こうして宮古からも河充氏新里与人、忠導氏下里仁屋の2人が派遣された。2人は首里王府の典薬（御医）休伝と意安の両医師について9か年にわたって医術を学んで帰った、とある。さらに宮古では錢持氏仲座仁也が新里与人について学んでいたが、与人が死んだので、仲座は上国して医者紹易について学んだ。以来宮古では医道は絶えることはない、と記している。

家譜は王府系図奉行の認可を得ているものであり、中座筑登之について「球陽」がふれていなければ、中座の宮古移住が私的なものとみなされていたからであろうか。また、善持氏仲座仁也は中座筑登之親雲上に何らかのかかわりがあろうか。

河充氏家譜正統によれば、新里与人は川満大殿の末孫・友利首里大屋子真敷五世の裔で、童名恩亀、名乗は真喜である。順治12（1655）年8月5日生れ、康熙6（1667）年、13歳で上国、同13（1674）年、与那覇目差となって帰っているが、その間に医道を学んでいる。のち大目差をへて、同18（1679）年新里与人、同29（1690）年庚午9月3日死去、36歳である。

さらに白川氏家譜正統によれば与那覇勢頭豊見親から12世恵治平良大首里大屋子は、康熙56（1717）年丁酉5月3日上国にさいして首里王府に奏請し、善（錢）持氏仲座仁也に医道を学ばせた、これまで宮古には医者がおらず不便をかこつていていたが、おかげで便利になった、と記している。

同家譜はさらに13世恵通平良大首里大屋子の条にも、乾隆6（1741）年、在番や同僚らと図って、「染地氏川満尔也実勝、迎立氏仲宗根尔也完充、白川氏仲宗根尔也惠將、学医道為島中療治今甚得其便」と記している。同氏家譜支流によると、惠將は康熙61（1722）年壬寅5月18日生れで、乾隆7（1742）年、「医道為稽古」に上国、久場筑登之親雲上について3年間医道を学び、その上、同9（1744）年、久場筑登之親雲上（「在番記」では里之子親雲上）が初の宮古詰医として派遣されたときに同行、ひきつづき修行をつんでいる。さらに同16（1751）年5月～翌17年1月まで「医道為稽古」上国している。同22年には筑登之座敷に叙せられ、同28丁丑（1758）年2月2日死去、42歳である。

また恵將にさきだって、その父恵真（康熙29～乾隆11、1690～1746年）も宮古在医師・仲座筑登之親雲上について医道を学び、ついで雍正9（1731）年と乾隆3（1738）年の2度上国、御医者・高志保親雲上について医道を学んでいる。恵真一恵將と二代つづいての医師の家柄である。

これらの記述から宮古では絶え間なく壮年の医師が盛業していたのではないらしいことをうかがわせている。

乾隆33（1768）年布達の与世山親方規模帳は、「島医者仲宗根筑登之」について一条を設け、医者として一かどの働きをしているのに、若文子並の夫2人をつけるだけでは今後「医道ニ志候者出申間敷由候」によって、与人並みに嫡子次男の定納も免除せよと指令している。島医仲宗根筑登之とは、さきの迎立氏仲宗根尔也完充にゆかりあるものであろうか。のちにみるとように与世山親方一行が宮古滞在中、麻疹が流行、活躍している。さらに次条には、伊良部村の百姓かめ国仲が若年のころから毎日詰医者について医道を稽古し、その上二度にわたって上国して学び、「医柄等相応ニ有之最早療治方相達所之重宝相成候由」なので、夫免除など相応に取扱うようにせよ、と指令している。

医道を志すものに希望を持たせることで、医師の養成を容易にしようという王府の意図がうかがえよう。

3. 宮古詰医者の派遣

このように首里王府では宮古在地の医師の養成について尽力していたが、それでも人口の割には需要を充たすには充分ではなかったのであろう。「八重山年来記」によると1729年の宮古の人口は2万4206人。散発的養成による2～3人ていどの医師数では対応しきれなかつたのであろう。宮古・八重山両在番、頭連署による要請で、首里王府は乾隆9（1744）年から医師一人を3年任期で派遣、常駐させている。「球陽」は「始めて医師各一員を宮古・八重山に遣はして以て療治を為さしむ」との見出しで、つぎのように記している。

「宮古、八重山の在番・酋長呈請す、本島に医師在らず。病を得る者有りと雖も、會て療治有る無し。己に死する者甚だ多く、且つ飄風の難人有りて病を得る時、亦療治有る無く、而も多く不便有り。挙島の人民、甚だ以て憂と為す。請ふ、医師一員を遣はして、以て療治有らしめば、感激尽きず等情と。法士官に稟し、転じて王上に達す。幸に俞允を蒙り3年交代し、永く著して例となす。」

「宮古島在番記」は「乾隆9子年段々奉訟詰医者始テ同冬下、同12卯年帰國 久場里之子親雲上」と記している。「詰医者」と称し、3年任期（満2年）で、宮古では在番仮屋の東側に医者仮屋を設けて常駐させた。在番仮屋は現在の第一ホテル別館から宮古支庁までに3棟並んでおり、さらにその東寄り、支庁から北小体育馆へかけての一帯が医者仮屋の所在地である。

宮古詰医は明治6（1876）年まで、ほぼ定期的に派遣され、150年間に62人にのぼっている。しかし期間中「在番記」には廃藩直前もふくめて記入もれとみなされる箇所が4箇

所ほどみうけられるので、実際の詰医はそれ以上であったことが考えられる。その間、嘉慶15（1810）年には前回同様、在番・頭連署で増員を要請、認可されている。「球陽」は「本年、宮古島に額外に詰医者一名を加設するを准す」の条で、「宮古島は、原、詰医者一名を遣はし、其れをして療治せしむ。但し一人の力を以てしては医治の及ばる有り。請ふ、額外に一名を加遣するを准せ等の由、在番・頭目朝廷に稟請す。隋即允す」と記している。これまで詰医者一人派遣して治療に当たらせているが、それだけではとても充分でないのでもう一人増員してほしいとの要請があるので認可した、というものである。詰医者派遣制がはじまって66年めのことである。「在番記」は簡単に「嘉慶15午年詰医者今一人加増ノ問合被差上候事」と記してあるのみである。

同年さっそく平安名親雲上が初の「加増医者」として派遣されたが、二度にわたって逆風にあって宮古まで行きつけず、遂に行方不明になってしまった。このため翌16（1811）年、金城里之子親雲上が前任詰医者の交替をかねて派遣され、同19（1813）年まで滞在している。このように不幸なスタートではあったが、咸豊6（1856）年までの45年間に18人の加増医が派遣され、詰医者とともに宮古の医療に専心している。

咸豊7（1857）年から加増医制は廃止になり、元の詰医一人にもどっている。廃止の理由について「在番記」は何も記していないが、「球陽」は「本年、医生を宮古島に加遣するを罷む」と、次のように詰医派遣、加増医、そして減員に至る経緯について記している。

「宮古島は、素、医生無し。只遣はす所の医生一人有りて、以て療治を行ふ。然れども其の一人の力を将てしては、遍く療治を行ふこと能はず。嘉慶15年に至り、該島呈請するに因り、医生一名を加遣す。今、該島既に医を学ぶ者三名有りて、遣はす所の医生と相会し、療を行ひて欠くること無し。是れによりて該島在番・頭目、医生を加遣するを罷むることを請ふ。朝廷允す」と。

今や宮古にも医道を学ぶ者が三人もいて、派遣医とともに治療に当たっており、一応これで間に合っているので加増医は止めて、詰医者を一人にしてくれ、と宮古在役人たちからの要請を入れて減員したというのである。

確かに宮古でも医道を学ぶものがふえてはきたであろうが、減員を願う理由は別にもあつたろうことがうかがえる。滞在中の費用が地元負担になっており、負担過重を避けるねらいがあったと思える。

4. 疾病の流行

この時期、疾病に関する史料もきわめて少ない。詰医や加増医を派遣したり、宮古人医師の養成にも一定の力をそいだわりには、疾病についての記録はないにひとしいといっ

た方がよい。「宮古島在番記」や「球陽」には暴風や日照り等の天災による農作物の不作、それにともなう飢饉についても一定の記録を止どめている。それにともなって様々な伝染病の猖獗もあったものと思われるが、病名についてはわずかに疱瘡と麻疹の二つしか見当たらない。

「在番記」では雍正5（1727）年の条に、医者清意が「疱瘡療治用奉訟同年下次申年帰国」とあるのが初出である。宮古で疱瘡流行の訴えがあったので、医者清意が派遣され、翌年まで滞在して治療に当たったというものである。清意が帰任して13年後の乾隆6（1741）年、前回同様に「疱瘡養生申下次戊年下國」とある。このときの疱瘡はよほど規模が大きかったのであろう。御医者・糸数怒春のほか相附の上里元養、仲嶺玄真、久場淳流の三医師も同行している。一度に4人も派遣するほどに疱瘡はまん延していたのであろう。しかも仲嶺玄真は滞在中死去している。死因はふれてないけれどもおそらく治療中に自らも感染、死に至ったのではなかろうか。

首里王府の詰医制度が始まるのは、さきにみたようにこれら3人の医師が帰任して2年後、乾隆9（1744）年からである。詰医は足かけ3年、満2年の単身赴任であった。以来廢藩置県まで、1人ないし2人の詰医制度がつづけられるのだが、その間、疱瘡や麻疹の流行にさいしては別に医師1人ないし3人を派遣、詰医と協力して治療に当たらせている。「在番記」並びに「球陽」等にててくる疾病並びに医師派遣の状況はつきのとおりである。年度は滞在期間。

乾隆18（1753）～20年	麻疹 医師2人（在）
“32（1767）～33年	疱瘡 詰医滞在1年延長。東仲宗根村で発生、多良間島までまん延、島医・仲宗根筑登之治療に渡島（在）
“36（1771）.3.10	大地震・大津波、死者2548人、田102町歩、船舶76隻、馬403頭、牛238頭へい死、防潮林29万94坪、ススキ原6万200坪、茅原12万100坪、その他被害甚大（在・球）
“41（1776）年	ハシカ（在）
“43（1778）年	疱瘡 医者1人派遣、ひきつづき詰医をつとめる（在）
“56（1791）～57年	疱瘡 医者2人派遣（在）
嘉慶10（1805）～11年	疱瘡 医者2人派遣（在）
“15（1810）～16年	麻疹 医者2人派遣、うち1人は多良間島へも渡る（在）
道光6（1826）～7年	疱瘡 医者1人派遣（在）
“15（1835）～16年	麻疹 医者2人派遣（在）
“16（1836）.6.7～8	無類の大風、人家・樹木損壊、飢饉（在、『宮古史伝』申年風と記す）

“20 (1840) 年	疱瘡 多良間島 医者1人派遣（在）
“24 (1844) .7.6～7	大風 死者5、溺死4人、織布屋等122戸・公倉15戸・公署20余戸倒壊、牛馬へい死多数（球）
咸豊2 (1852) ～3年	大風、旱魃、大飢饉、多良間島同（在、球、『宮古史伝』は子年飢饉・死者3000余人）
“4 (1854) .6～10月	熱病流行、死者660余人、多良間島7月2～4日、11月大風、人命損い、人家・樹木倒壊（在、球）
“10 (1860) ～11年	疱瘡 医者2人派遣（在）
同治5 (1866) ～7年	麻疹 5年任期終え帰任予定の詰医もひきつづき滞在、別に医者1人派遣するも病死、代って詰医をかねた1人ふくむ4人派遣、さらに八重山詰医の任期終えて帰任途次立ち寄った医者も加わり、この時の宮古派遣は合わせて6人。

これらのほかにも「在番記」、「球陽」ともに台風あるいは地震の記事をひんぱんに止めている。仮りに死者はでていなかったとしても多くの人家、公所はじめ田畠、森林、原野の被害とともに負傷者もでたことであろう。『宮古史伝』は道光16 (1836) 年の大暴風による飢饉について、その年が甲辰の年であったことから、今に“辰年風”（タツヌティカジ）と称して、その惨状が語り伝えられていると記している。また咸豊2 (1852) 年の大飢饉については「12月頃から疫病が流行し、加ふるに寒氣凜烈にして庶民は算を乱して路傍にたほれ、3000余人の斃死人を出して最早島内には人類はいなくなるだろうと畏怖せられた」とした上で、その年が壬子の年であったことから、“子年飢饉”（ニンティヤツス）の名で、その惨状が語り伝えられていると記している。疫病について「球陽」は「疫癪」と記しているが、何の流行り病いなのか定かではない。

なお疱瘡の治療は「球陽」等によると、痂を鼻に吹く「吹薬」の方法がとられていたが、咸豊元 (1851) 年、薩摩に学んで種痘が導入されている。宮古には同10 (1860) 年、首里王府派遣、富永親雲上、高良筑登之親雲上の両医師によってはじめて「牛痘植付」法が導入されている。これらはすべて漢法医によるものであり、西洋医学の導入は道光26 (1846) 年5月来琉、“波之上のガンチョウ”で知られるイギリス人宣教師ベッテルハイムが、那覇の護国寺でキリスト教の布教のかたわら、住民の診療に当たったのが最初といわれる。もっとも当時の首里王府はその療治を快しとしなかったようで、間もなく禁止令をだしており民間療治は短期間であったようと、真境名安興は「ベッテルハイムと沖縄の医術」に記している。それでも1854年まで滞在しており、その間に医師仲地紀仁 (1789～1859) は

秘かにベッテルハイムについて西洋医学を学んでいる。仲地医師は医家の出で、26歳で中国に留学、3年後帰国にさいして逆風にあって薩摩へ着き、そこでも医学を学んで翌年帰国している。仲地医師は従来の疱瘡療法である吹薬にくわえて、牛痘法を身につけたことになる。

宮古への西洋医学の導入は仲地医師の死後20年、明治12（1879）年の廃藩置県以後である。

5. むすびにかえて

「宮古島役所沿革小誌」（下地武助写本）は、明治12（1879）年8月3日の項に早くも「本県医院十五等出仕桑波田勘四郎蔵元詰医トシテ赴任」と記している。宮古における西洋医の始まりである。同項はつづけて「當時ノ在番医ヲ玉元筑登之親雲上ト云フ。医者仮屋ニ在テ島民ノ治療ニ応ズ。固ヨリ草根木皮神農代ノ余流ヲ汲ムモノナリ。洋医術ヲ本島ニ行フモノ桑波田氏ヲ以テ嚆矢トス」と記している。

玉元筑登之親雲上について「在番記」は何も記していないが、おそらく最後の首里王府（琉球藩）派遣の詰医であろう。「在番記」の詰医の条は同治13（明治7、1874）年より同15年までの詰医・福嶺筑登之親雲上で止まっているが、それ以後も1～2人の詰医が派遣されていたらしいことをうかがわせる記述である。「沿革小誌」はさらに明治20（1887）年4月29日の項に「旧ト薬園ト称スル者アリ、置県ト併ニ廃絶シ…云々」と記している。近世宮古に「薬園」つまりは薬草園も設けられていたことを示すものである。場所は特定していないけれども関連記述から医者仮屋附近にあったと思われる。王府派遣詰医はそこで栽培される薬草を調合して患者の治療に当たっていたものであろう。「球陽」は薬園の設置について、尚穆王30年5月の条（乾隆46、1781年）に、「新に薬園を墾く」の題で記している。薩摩の要請もあって、首里の相国寺に薬園を設け、浜元親方良恭らを担当させて、中国や日本の薬草を植えさせた。宮古・八重山に詰医制度が始まって37年後のことであり、宮古の薬草園もそれ以降に開設されたものであろう。

附記1. 本稿は1982年12月11日平良市民会館で開かれた第16回琉大史学会で発表、ついで1989年6月16日宮古地区医師会で報告した「近世宮古の医療について」を整理したものである。なお琉大史学会2日前の12月9日には平良市史編さん事業の一環として催された市民講座で、伊志嶺亮医師が「宮古の医療史」と題して、古琉球から現代に至る医療史について講話、その大要は『平良市史』第1巻、同第2巻にも反映されている。

2. 「宮古島在番記」から抄出した「首里王府派遣宮古詰医者」は、宮古地区医師会職員の協力を得て作成した。記して感謝の意を表する。

附・首里王府派遣宮古詰医者（「宮古島在番記」より）

1727	雍正5未年疱瘡療治用奉訟同年下次申年帰國 医者 清意	
1741	乾隆6酉年疱瘡養生用下次戌年下國 但玄真事死去	
	御医者 糸数怒春	
	相附 上里元養	
	同 仲嶺玄真	
	同 久場淳流	
1744	乾隆9子年段々奉訟詰医者始テ同冬下同12卯年帰國 久場里之子親雲上	
1747	乾隆12卯年ヨリ同14巳年迄詰医者 喜屋武里之子親雲上	
1749	乾隆14巳年ヨリ同16未年迄詰医者 儀間里之子親雲上	
1751	乾隆16未年ヨリ同18酉年迄詰医者 興世村里之子親雲上	
1753	乾隆18酉年ヨリ同20亥年迄詰医者 但病氣ニ付次子年帰國 小波藏親雲上	
	乾隆18酉年麻疹養生トシテ奉訟同年下次々亥年帰國 久高里之子親雲上	
	安次富里之子親雲上	
1755	乾隆20亥年ヨリ同22丑年迄詰医者 長嶺里之子親雲上	
1757	乾隆22丑年ヨリ同24卯年迄詰医者 安慶田里之子親雲上	
1759	乾隆24卯年ヨリ同26巳年迄詰医者 楚南親雲上	
1761	乾隆26巳年ヨリ同28未年迄詰医者 但代リ医者仲程里之子親雲上死去ニ付奉訟次申年帰國 知念里之子親雲上	
1763	乾隆28未年下リ同年4月29日死去 詰医者 仲程里之子親雲上	
1764	乾隆29申年ヨリ次酉年迄詰医者 玉那霸親雲上	
1765	乾隆30酉年ヨリ同33子年迄詰医者 島袋里之子親雲上 但亥年帰國ノ筈ニ候処疱瘡ニ付テ奉訟次子年帰帆	
1767	乾隆32亥年此年疱瘡東仲宗根ヨリ相始リ漸々相ハヤリ候 右ニ付多良間島ノ義医者仲宗根筑登之罷渡吹薬ニテ相ハヤラセ候	
	乾隆32亥年ヨリ同34丑年詰医者 比嘉怒哲	
1769	乾隆34丑年ヨリ同36卯年迄詰医者 仲間仲達	
1771	乾隆36卯年ヨリ同38巳年迄詰医者 知念春林	
1773	乾隆38巳年下同年8月23日死去 詰医者 具志堅蔵仙	
1774	乾隆39午冬ヨリ同42酉年迄詰医者 崎山里之子親雲上	

- 1776 乾隆41申年ハシカ相時行候
 1777 乾隆42酉年ヨリ同44亥年迄詰医者 福永里之子親雲上
 1778 乾隆43戌春疱瘡養生ニ付テ詰医者掛テ下ル 長嶺里之子親雲上
 1780 乾隆45子年ヨリ同49辰年迄詰医者 高良里之子親雲上
 1784 乾隆49辰年ヨリ同51午年迄詰医者 仲程里之子親雲上
 1786 乾隆51午年ヨリ同53申年迄詰医者 賀数里之子親雲上
 1789 乾隆54酉年ヨリ同57子年迄詰医者 新城里之子親雲上
 1791 乾隆56亥正月 大孫様御輕御疱瘡御立願ノ事
 乾隆56亥年疱瘡養生ニ付テ罷下次子年帰国 比嘉里之子親雲上
 仲里里之子親雲上
 1792 乾隆57子年ヨリ同59寅年迄詰医者 高良里之子親雲上
 1794 乾隆59寅年ヨリ嘉慶元辰年迄詰医者 比嘉里之子親雲上
 1796 嘉慶元辰年ヨリ同3午年迄詰医者 仲里里之子親雲上
 1798 嘉慶3午年ヨリ同5申年迄詰医者 栗國里之子親雲上
 1800 嘉慶5申年ヨリ同7戌年迄詰医者 又吉里之子親雲上
 1802 嘉慶7戌年ヨリ同9子年迄詰医者
 亥4月18日死去 新垣里之子親雲上
 右代同年6月下着詰越 伊佐里之子親雲上
 1805 嘉慶10丑年疱瘡養生ニ付罷下次寅年帰国 村田里之子親雲上
 具志堅里之子親雲上
 1806 嘉慶11寅年ヨリ同13辰年迄詰医者 玉那霸親雲上
 1808 嘉慶13辰年ヨリ同15午年迄詰医者 堀川里之子親雲上
 1810 嘉慶15午年詰医者今一人加増ノ問合被差上候事
 嘉慶15午年7月4日ヨリ麻疹相時行候事
 同年多良間島麻疹相時行候ニ付医者富名腰親雲上罷渡候事
 嘉慶15午年ヨリ同17申年迄詰医者
 同15午年病氣ニ付同年帰帆 村田里之子親雲上
 同人代午夏罷下候 渡慶次里之子親雲上
 嘉慶15午年麻疹養生ニ付テ罷下次未年帰国
 松田里之子親雲上
 富名腰里之子親雲上
 1811 嘉慶16未年ヨリ同19戌年迄詰医者 金城里之子親雲上
 嘉慶15午年医者平安名親雲上加增医者初テ被仰付二度漕馬艦ヨリ罷下候砌

	逢逆風漂流行衛相知不申候ニ付詰医者掛Te未冬下島	
1812	嘉慶17申年ヨリ同19戌年迄詰医者 宇栄原里之子親雲上	
1814	嘉慶19戌年ヨリ同21子年迄詰医者 高良里之子親雲上	
	加増詰医者 松田筑登之親雲上	
1816	嘉慶21子年ヨリ同23寅年迄詰医者 宇栄間里之子親雲上	
	加増詰医者 佐久川里之子親雲上	
1818	嘉慶23寅年ヨリ同25辰年迄詰医者 高吉里之子親雲上	
	加増詰医者 粟國里之子親雲上	
1820	嘉慶25辰年ヨリ道光2午年迄詰医者 當間里之子親雲上	
	加増詰医者 金城里之子親雲上	
1822	道光2午年ヨリ同4申年迄詰医者 高吉里之子親雲上	
	加増詰医者 松田里之子親雲上	
1826	道光6戌年ヨリ同8子年迄詰医者 宮城里之子親雲上	
	長嶺里之子親雲上	
	同年疱瘡養生ニ付テ罷下翌亥年帰国 医者 高吉里之子親雲上	
1828	道光8子年ヨリ同10寅年迄詰医者 玉寄里之子親雲上	
	高吉里之子親雲上	
1830	道光10寅年ヨリ同12辰年迄詰医者 仲村渠里之子親雲上	
	宮城里之子親雲上	
1832	道光12辰年ヨリ同14午年迄詰医者 稲福里之子親雲上	
	長嶺里之子親雲上	
1834	道光14午年ヨリ同16申年迄詰医者 松永里之子親雲上	
	石川里之子親雲上	
1835	道光15未年麻疹養生ニ付テ罷下候処相時行不申候ニ付翌申年馬艦船ヨリ帰国 長嶺親雲上	
	翁長親雲上	
1836	道光16申年ヨリ同18戌年迄詰医者 稲福親雲上	
	高宮城親雲上	
1838	道光18戌年ヨリ同20子年迄詰医者 新垣親雲上	
	長田里之子親雲上	
1840	道光20子年多良間島疱瘡養生ニ付テ医者具志堅親雲上渡海ノ事 道光20子年ヨリ同22寅年迄詰医者 玉城里之子親雲上	
	高宮城里之子親雲上	

- 1842 道光22寅年ヨリ同24辰年迄詰医者 名嘉原里之子親雲上
長田里之子親雲上
- 1844 道光24辰年ヨリ同26午年迄詰医者 馬氏栗國親雲上良昇
亀浜親雲上
- 1849 道光29酉年ヨリ咸豐2子年迄詰医者 金城筑登之親雲上
栗国筑登之親雲上
- 1851 咸豐元亥年疱瘡養生ニ付テ罷下翌子年帰國 仲村渠筑登之親雲上
高江洲筑登之親雲上
- 1852 咸豐2子年ヨリ同4寅年迄詰医者 伊波親雲上
亀浜親雲上
- 1854 咸豐4寅年ヨリ同6辰年迄詰医者 寅8月朔日病死 安村筑登之親雲上
高良筑登之親雲上
- 1855 咸豐5卯年罷下翌辰年病氣相煩帰國 詰医者 永島筑登之親雲上
同年 加増医者高良親雲上跡代ヨリ被為引候事
- 1856 咸豐6辰年ヨリ同8午年迄詰医者 栗国筑登之親雲上
咸豐6辰年宮古八重山島御仕置ノ義ニ付御渡海翌春八重山島へ御渡海
惣山奉行掛テ 翁長親方一行7人のうち医者泊村嫡子 金城筑登之親雲上
- 1858 咸豐8午年ヨリ同10申年迄詰医者 高江洲筑登之親雲上
- 1860 咸豐10申年ヨリ同12戌年迄詰医者 山田筑登之親雲上
咸豐10申年牛痘植付并養生方ニ付テ罷下翌酉年帰國 富永親雲上
高良筑登之親雲上
- 1862 同治元戌年御国元麻疹相時行候ニ付島方へ移入候義モ可有之哉ト春立仲立両
隻越年ニテ翌春2月15日帰帆イタシ候事
- 1864 同治3子年ヨリ同5寅年迄詰医者 平安山筑登之親雲上
但寅年麻疹相時行御雇ニテ詰通翌卯年帰帆ノ筈候処越年ニテ翌辰年帰國
- 1866 同治5寅5月16日帰接貢唐船并勅使様御乗船風ノ為久米村真栄白親雲上船漲
水泊汐掛候ニ付成行早々為御届多良間伝馬船取仕出差登候事
右船乗合ノ内麻疹相煩候者有之島中風氣相時行候事
- 同治5寅年麻疹養生トシテ罷下謝花病死ニ付代相勤猶又詰越ニテ詰医者被仰
付同9午年帰國 富永親雲上
- 同年麻疹養生トシテ罷下越年ニテ同辰年帰國 山田筑登之親雲上
仲地筑登之親雲上
高江洲筑登之親雲上

同治 5 寅年八重山島詰医者勤方相済帰帆ノ砌当島汐掛ニ付直ニ御雇ノ願相済
同 6 卯年帰国 高良筑登之親雲上

- 1870 同治9午年ヨリ同11申年迄詰医者 具志堅親雲上

1872 同治11申年当島詰医者宿附人共ハ以来先縁ノ旅役相当不申節ハ上国一度ノ勲功被成下候様御問合被仰上候ニ付願其通被仰下候事

同治11申年ヨリ同13戌年迄詰医者 浦崎里之子親雲上

1873 同治12酉年宮古島八重山島御仕置ノ義ニ付御渡海翌春 2月16日八重山ヘ御渡海 富川親方一行9人のうち 医者 宮城筑登之親雲上

1874 同治13戌年ヨリ同15子年迄詰医者 福嶺筑登之親雲上